

本日の会議に付した事件

平成31年第1回山元町議会定例会(第4日目)

平成31年3月4日(月)午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 2号 山元町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 3号 山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 4号 山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 5号 山元町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 6号 山元町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 7号 山元町地域下水道処理場条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 8号 山元町障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第21号 平成31年度山元町一般会計予算
- 日程第10 議案第22号 平成31年度山元町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第11 議案第23号 平成31年度山元町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第24号 平成31年度山元町介護保険事業特別会計予算
- 日程第13 議案第25号 平成31年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算
- 日程第14 議案第26号 平成31年度山元町水道事業会計予算
- 日程第15 議案第27号 平成31年度山元町下水道事業会計予算

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君) ただいまから、平成31年第1回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

議 長(阿部 均君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、10番高橋建夫君、11番橋元伸一君を指名します。

議 長(阿部 均君) これから議長諸報告を行います。

総括質疑通告書の受理、議員2名から総括質疑の通告がありましたので、その一覧表を配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第2．議案第2号を議題とします。

本案について、説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第2号山元町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.5、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、本町職員の旅費に定める宿泊料について、近隣自治体との均衡を図るべく所要の改正を行うため提案するものであります。

1の改正内容でございますが、今回の改正は旅費のうち宿泊料のみを改正するものであります。現行の単価では昨今のホテル代を賄いきれないケースが発生しておりましたことから、改めて近隣自治体の宿泊料を確認し、増額改正をお願いすることになったものです。

改正の中身でございますが、一般職、労務職とも国内宿泊料を現行の1万1,000円から1万2,100円に、また労務職の国外宿泊料を一般職と同額の1万3,000円に改定するものであります。

2の施行期日でございますが、本年4月1日からの施行をお願いするものです。

以上、議案第2号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

1番岩佐哲也君の質疑を許します。

1番（岩佐哲也君）はい。この前の全協でもちょっとお尋ねしたんですが、これに基づいて総額を一体どれぐらい増になるのかと、昨年と比較してね、同じような回数で出張した場合という前提で見て総額でどれぐらいかと。これ、その後にも影響するんですが、とりあえずこの1点をお尋ねしておきます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。ただいまのご質問ですが、平成29年度の決算ベースで、済みませんが、ご回答させていただきます。

宿泊料だけをピックアップいたしまして金額確認いたしました。旧単価で、今の現行の単価でいきますと230万程度宿泊料が支出しておりました。これが新単価ですと252万ほどということで23万円程度増額する見込みとなっております。以上でございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。はい。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第2号山元町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第3．議案第3号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第3号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.6、議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、特別職の旅費に定める宿泊料について、近隣自治体との均衡を図るべく所要の改正を行うため提案するものであります。

1の改正内容でございますが、改正の趣旨は先ほどの議案第2号と同様でありますので、改正の中身だけ御説明いたします。

町長の国内宿泊料を現行の1万2,500円から1万3,700円に、国外宿泊料を現行の1万4,500円から1万5,000円に、また副町長、教育長の国内宿泊料を現行の1万1,800円から1万3,000円に、国外宿泊料を現行の1万2,700円から1万4,000円にそれぞれ改定するものであります。

2の施行期日でございますが、本年4月1日からの施行をお願いするものです。

以上、議案第3号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第3号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第4．議案第4号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第4号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.7、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、町の特別職の職員と議会議員の費用弁償の整合性を図るべく所要の改正を行うため提案するものであります。

1の改正内容及び2の施行期日でございますが、改正の趣旨は先ほどの議案第2号と同様であり、また改正の中身につきましても議案第3号と同様でありますので、説明は省略いたします。

以上、議案第4号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第4号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第5号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。それでは、議案第5号山元町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

お手元に配布されております第1回議会定例会配布資料No.8、議案の概要にてご説明申し上げますので、ご覧いただきたいと思っております。

初めにですね、提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正されたこと、及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の改正に伴い所要の改正をするものでもございます。

1点目、趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、災害援護資金の貸付利率を条例で年利3パーセントの範囲内とする改正が行われること、またこの改正に伴いまして災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令において保証人の規定を町の判

断で定めることとされたことに加え、償還方法では月賦償還が追加されるとともに違約金においても年利10.75パーセントから年利5パーセントなどに変更されることから改正するものであります。

2の改正内容でございますが、この改正に当たりましては市町村における貸し付け条件の裁量範囲が拡大されたことから沿岸市町村の動向を踏まえ、現在特例として運用しています東日本大震災に係る災害援護資金貸付金の貸し付け条件に準ずるよう改正するものでございます。

お手元の概要に加え、議案書2ページ、新旧対照表にてご説明しますので、あわせてご覧ください。

まず、改正内容の1点目でございます。保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年利1.5パーセントの利子を徴収することとするものであり、新旧対照表14条関係にて整理してございます。

次に2点目でございますが、償還方法に月賦償還を追加するもので、新旧対照表15条第1項に明記するとともに第3項にて保証人の規定が関係法令の改正により削除するものでございます。

また、新旧対照表の附属の改正についてはですね、東日本大震災に係る災害援護資金の貸し付け特例において関係法令等の改正にあわせ、参照先等が変更になるため整合性をするための改正となっております。

概要の3点目になりますが、経過措置といたしまして本改正は施行日以後の災害において適用し、施行日より前の貸し付けについては従前の例によることとするものでございます。

3. 施行日につきましては、平成31年4月1日とするものです。

以上、議案第5号山元町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。どうかご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第5号山元町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6．議案第6号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第6号山元町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。配布資料No.9、条例議案の概要によりご説明いたしますので、お手元にご準備いただきますようお願いいたします。

提案理由についてです。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。

改正内容についてですが、今回の改正内容は放課後児童支援員の基礎資格者の追加でございます。今回追加される基礎資格者についてですが、平成31年度から新たに新設される専門職大学の前期課程において社会福祉学等を専修する学科を修了した者の追加でございます。

以上、議案第6号についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——— 質疑はありませんか

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。この内容は基準、緩和というふうに捉えられる内容のものなのか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。緩和と申しますよりはですね、新しい制度、今回の教育、済みません、学校教育法の改正によって大学と同等の学校の部類の中に専門職大学と言うのが新設されます。そこで前期課程を修了した者、いわゆる今の大学の短期大学みたいなイメージをもっているんじゃないかと思うんですが、そちらを修了した者と同等の資格を与えるということで、緩和というよりは拡充というふうな形になるというふうな理解でよろしいかと思えます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）だから、簡単に言えば緩和ということではないと。緩和されたのかどうかという質問に対して緩和されてませんという理解でいいんですね。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。はい、そのとおりでございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）はい。

ほかに質疑はありませんか。

12番（青田和夫君）今、専門職大学の前後期の話がありましたけれども、専門職で例えば短期大学じゃなくて専門の3年の学校がありますよね。専門学校が。その中では有資格をきちんと取って卒業するともらってくるということはある得ますから、その辺はどういうふうになってますか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。はい。ただいまのお尋ねの専門学校等に関しての資格、まあ3年なりというのは例えば保育士なり幼稚園教諭とかの専門学校であれば、それは別な条項でですね、有資格者というふうに見なす条項ございますので、そのような専門学校を出て保育士なり幼稚園の教諭の資格を取られた者もこちらの放課後児童支援員の有資格者というふう該当することにはなっております。

今回の専門職大学と申しますと、あくまでも社会学等を専攻した者であって、いわゆ

る有資格者、幼稚園教諭であったり保育士等とは別な形のを想定してございまして、いわゆる大学、一般的な大学の講義を受けて、それを修了した者というふうなイメージ、そういうような形になるかと思えます。以上でございます。

12番（青田和夫君）今言ってることは大体わかってんだけど、専門職で有資格者をきちんと取ってくる専門学校があるよね。宮城県で1校とか。きちんと資格を卒業式のときに配布される、そのようなことを一緒に考えていいかということをお願いです。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今回のはですね、前期課程を修了した者にも該当するということですので、あくまでも専門職大学を卒業しなくても前期課程を修了していれば資格に該当するというふうな今回の改正となります。以上でございます。

12番（青田和夫君）何か課長言ってること、さっぱりわかんねんだけど、俺。要するにさ、前期終わって資格取れる、もらえる。後期やってももらえる。そうじゃなくて、専門職はきちんと社会学を習ってきて、専門学校であって、ところが短大だと2年で専門職を修了しますよね。専門学校の場合は3年なんです。それで有資格者を、なんていうの、表彰状というか、なんか卒業証書もらってきて有資格のあれの学位が与えられるということで聞いてんですよ。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。はい。今のご質問の専門学校等3年間を履修してきて卒業されて、修了されて得られる資格に関しましては、今回言ってる、今回の改正の専門職大学の社会学等学ぶ前期課程とは別物というふうな理解をいただければと思います。いわゆる学校教育法でいう1条校と言われるんですが、大学であったり高校であったり、そのものとは別な、専門学校に関しては、この基準は該当しないというふうな理解をしていただければと思います。以上でございます。

12番（青田和夫君）厚労省から資格持ってくるというのはどういうことなの。ちゃんと厚労省で認めた、宮城県に専門学校が例えば10校とか20校とかある中で1校だけだか認められてる学校があるわけですよ。それを資格者がきちんと資格を取ってくると、そのままその仕事に従事するということなんです。わがねんならいいわ。後で聞くわ。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第6号山元町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第6号は原案のとおり決定されました。

議長（阿部 均君）日程第7．議案第7号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。はい。それでは、議案第7号山元町地域下水処理場条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書の2、3ページと配布資料のNo.10、条例議案の概要によりご説明させていただきます。あわせてお手元にご準備いただきますようお願いいたします。

初めに、お手元の配布資料No.10、条例議案の概要によりご説明申し上げます。

提案理由についてですが、坂元農業集落排水処理場は平成元年に供用開始をしており、約30年が経過することから老朽化が著しく、平成31年4月1日に公共下水道に編入を予定しております。以上のことから、山元町地域下水処理場条例において所要の改正をするため提案するものであります。

改正の主な内容については、新旧対照表の2、3ページをご覧ください。

第3条第2項において坂元農業集落排水処理場を削除いたします。次に、別表については坂元農業集落排水処理場の廃止に伴い、処理区域の坂元地区全てを削除するものであります。

条例の施行日は公共下水道への接続切り替えを予定しております平成31年4月1日としております。

以上で、議案第7号山元町地域下水処理場条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第7号山元町地域下水処理場条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第8．議案第8号を議題とします。

本案について説明を求めます。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第8号山元町障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。お手元に配布しております配布資料No.11、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

提案理由でございますが、文部科学省初等中等教育局長通知に基づき所要の改正を行うため提案するものでございます。

1の改正の趣旨につきましては、文部科学省初等中等教育局長通知の「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について」に基づき、障害のある児童の就学決定先のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うため改正するものでございます。

2点目の改正内容でございますが、1点目は会議の名称を現在の「山元町障害児就学指導審議会」を「山元町教育支援委員会」に変更するもので、これに伴い条例の本則中「審議会」は「委員会」に、「会長」は「委員長」に、また「副会長」は「副委員長」にそれぞれ改めるものでございます。

2点目は、障害のある児童生徒の適切な就学支援等の教育支援を行うことから第1条第1項中の文言の整理を行っております。

3点目は、ただいま説明いたしました、会議の名称変更に伴い山元町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、別表中「障害児就学指導審議会」を「教育支援委員会」に、また「会長」を「委員長」に改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、平成31年4月1日となります。

以上、議案第8号の説明となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

7番菊地康彦君の質疑を許します。

7番（菊地康彦君）はい。それではですね、改正内容の中で趣旨ということなんですが、今回の改正は名称のみならず今までの支援のですね、拡充といいますか、支援の向上という意味からの改正も含めてるということでよろしいのでしょうか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。はい。これまではですね、就学時の決定などを目的として委員会が運営されておりましたが、今回の改正では就学時の決定のみならず幼児期からですね、学校を卒業までの一連のですね、支援を行うというふうなことでの改正というふうになっております。

議長（阿部 均君）よろしいですか。はい。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第8号山元町障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9．議案第21号から日程第15．議案第27号までの7件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは、議案第21号平成31年度山元町一般会計予算につきまして、お手元の黄緑色の表紙の平成31年度一般会計予算書をお開きいただければと思います。1枚おめくり願います。

議案第21号平成31年度山元町一般会計予算でございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は113億7,415万4,000円と定めるものでございます。歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は第表によります。

続いて、第2条でございます。自治法の規定による債務負担行為を設定する事項、期間及び限度額につきましては、第2表のとおりでございます。

第3条でございます。こちらも自治法の規定による地方債の起債の目的、限度額、方法、利率等々につきましては、第3表のとおりでございます。

第4条でございます。自治法の規定による一時借入金の借り入れの最高額は30億円と定めるものでございます。

第5条でございます。こちらも自治法の規定によりまして歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

内容といたしましては、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

以上が、議案第21号の概要でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜り増すようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）議案第22号、議案第23号、議案第24号及び議案第25号について、保健福祉課長桔梗俊幸君。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、黄色の表紙の平成31年度国民健康保険事業特別会計予算書、こちらをご用意いただければと存じます。1枚、表紙をおめくりください。

議案第22号平成31年度山元町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額は18億2,268万9,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款、項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は、第1表によります。

続いて、第2条でございます。地方自治法の規定によりまして、一時借入金の借り入れ最高額、こちらを1億円と定めるものでございます。

次に、3条でございます。こちらも地方自治法の規定によります歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めております。

第1号です。保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一

款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

以上が、議案第22号の概要でございます。

次に、グレーの表紙になります。平成31年度後期高齢者医療特別会計予算書、こちらのほうをご用意いただければと存じます。1枚、表紙をおめくりください。

議案第23号平成31年度山元町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額は1億6,790万5,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は、第1表によります。

以上が、議案第23号の概要となります。

続きまして、ピンクの表紙の予算書になります。こちらが、平成31年度介護保険事業特別会計予算書となります。1枚、表紙をおめくりください。

議案第24号平成31年度山元町介護保険事業特別会計予算でございます。

まず、第1条でございます。歳入歳出の予算の総額は14億4,048万6,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は、第1表によります。

続いて、第2条でございます。地方自治法の規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めてございます。

第1号です。保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

以上が、議案第24号の概要でございます。

次に、クリーム色の表紙の予算書をご用意いただければと存じます。こちらが、平成31年度の亘理地域介護認定審査会特別会計の予算書でございます。1枚、表紙をおめくりください。

議案第25号平成31年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算でございます。

まず、第1条です。歳入歳出予算の総額は738万7,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款、項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は、第1表によります。

以上が、議案第25号の概要でございます。

議案第22号、23号、24号及び25号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）第26号、議案第27号について、上下水道事業所長大橋邦夫君。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、まず議案第26号平成31年度山元町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。こちらは縦書きの白い表紙となりますので、お手元にご準備願います。

まず、1ページをお開き願います。

第1条は総則でございます。

第2条業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条収益的収入及び支出の予算について申し上げます。

収入、第1款水道事業収益、総額4億4,804万円を見込んでおります。

支出、第1款水道事業費、総額3億9,420万8,000円を見込んでおります。

次に、第4条資本的収入及び支出予算について申し上げます。

収入、第1款資本的収入、総額9、857万4、000円を見込んでおります。
支出、第1款資本的支出、総額2億1、659万5、000円を見込んでおります。
ここで収入が支出に対して不足する資金につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第5条債務負担行為の期間及び限度額は記載のとおりとなります。

第6条企業債で、目的、限度額、起債の方法、利率等は記載のとおりでございます。

第7条一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第8条予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものでございます。

第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第10条他会計からの繰入金を定めるものでございます。

第11条棚卸資産購入限度額を2、000万円と定めるものでございます。

以上が、水道事業会計予算となります。

続きまして、議案第27号平成31年度山元町下水道事業会計予算について説明いたします。こちら1ページをお開き願います。

第1条総則でございます。

第2条業務の予定量で、こちら記載のとおりでございます。

第3条収益的収入及び支出の予算について申し上げます。

収入、第1款下水道事業収益、総額6億1、602万3、000円を見込んでおります。

支出、第1款下水道事業費、総額4億9、283万9、000円を見込んでおります。

次に、第4条資本的収入及び支出予算について申し上げます。

収入、第1款資本的収入、総額4億168万3、000円を見込んでおります。

支出、第1款資本的支出、総額6億1、216万4、000円を見込んでおります。

ここで、収入が支出に対して不足する資金につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第5条債務負担行為で、期間及び限度額を定めるものでございます。

第6条企業債で、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還は記載のとおりであります。

第7条一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第8条予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものでございます。

第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第10条他会計からの繰入金を定めるものでございます。

第11条棚卸資産購入限度額を100万円と定めるものでございます。

以上、下水道事業会計予算についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）これから平成31年度予算編成方針並びに議案第21号から議案第27号までの7件に関する総括質疑を行います。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質疑は論点を整理し、議題外にならないように、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

1番岩佐哲也君の質疑を許します。岩佐哲也君、登壇願います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。1番岩佐哲也です。平成31年度予算審議に当たりまして総括質疑をいたします。

さきの昨年12月の定例会におきまして、私の31年度予算編成に関する町長の基本方針は何ですかということでお尋ねさせていただきました。そのときの回答に、持続可能な財政運営を目指すと、これを基本的に考えて予算を組んでまいりますというようなことを表明されました。

そこで、去る2月25日、今回の定例会の初日、町長の所信表明を注目して非常に関心を持って、当然であります、聞いておりました。この持続可能な財政運営ということに関しては、収入面あるいは支出面いろいろと触れていらっしゃる。ただ、文言でございますので、多少抽象的にならざるを得ないと思いますが、抽象的であったと。

そこで、具体的にどういう数字目標を掲げて予算編成に当たられたのか。31年度予算を実行した後に、執行した後にはどういうところに目標を置いてスタートしてるか。そして、その中身は具体的にどうなのかということについて、いろいろ財政指標の判断にはいろんな、経常収支から始まっているいろんな判断基準があると思うんですが、2つに絞ってお尋ねするものであります。

1点目は、基金残高の推移と申しますか、基金残高をどんなふうに捉えてどういう対策を立てて予算を組まれたのかという観点からの大綱第1、(1)としまして31年度予算に一般財政調整基金より11億円繰り入れる計画とのことであるが、31年度末残高は幾らと見込んでいるか。

そして、スタート時点で31年度当初一般財政調整基金の真水分は幾らと見て予算編成に当たったのか。

そして、(3)としましては震災復興基金、30年度末に45億円返還する予定であります、その残高は幾らで、その後の31年度の計画にどういうふうに使われると申しますか、施行される、実行される計画で組まれたのか。

4点目は、一般財政調整基金のうち真水と言われる金額を差し引いた金額、今後どのように今年度で実行、予算と組んで施行していくのか。

それから、5番目、中期財政見通しというもの、毎年先々を見ながらということを出されて、非常に結構だと思うんですが、その関連で乖離がないかどうか、31年度予算してですね、見通しとの乖離がないかどうか。乖離がないにこしたことはないんですが、その辺の状況をどんなふうで予算で組み込まれてそういう結果になるのかということをお尋ねするものでございます。

これが大綱第1の基金残高について、一般財政調整基金及び震災復興基金についての質問であります。

2点目、やはり財政力、健全な財政運営を目指すということになりますと財政力指数の改善について必要であります。我が町は過疎指定になったと、その大きな要因が2つあって、人口減少が非常に大きい、20パーセント以上、25年間にですね。それから、ここ数年、3年間で平均としまして財政力指数が0.5以下、我が町は0.36でありました。そういったことも含めて、これらの改善にどのように改善すべき目標を定め、31年度予算編成にどう組み込んで、そして結果として31年度末には、どの辺を目標にして努力されるのかということで、町長は従来からの財政運営を基本として予算編成するとしていたが、その基本となる31年度の財政力指数の目標数字はどのようなことで設定しているのか。そのための具体策はどうかと。

以上、2点についてお尋ねするものであります。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、基金残高についての1点目、平成31年度末の残高についてですが、本定例会に提案している平成30年度一般会計補正予算第4号（案）並びに平成31年度一般会計当初予算（案）編成後の財政調整基金残高は約50億円と見込んでおります。

また、2点目、平成31年度末の一般財政調整基金残高のうち真水相当分につきましては、後年度の返還見込み額約22億円を控除し、約28億円になるものと推計しているところであります。

次に、3点目、震災復興交付金基金の残高に係る今後の利活用計画についてですが、平成30年度一般会計補正予算第4号（案）による増減を含む今年度末の残高見込み額は約35億円となっております。このうち、新年度予算の事業費に約13億円を取り崩しており、主な内訳といたしましては、磯浜漁港に係る静穏度対策整備、漁具倉庫の新築事業等に約7億円、旧中浜小学校震災遺構整備事業に約3億円となっているところであります。

なお、残る約22億円の今後の活用見込みにつきましては、約14億円が新市街地整備事業で整備した分譲宅地の売却収入となっており、後年度返還が見込まれているほか、残る8億円については、埋蔵文化財の発掘調査に係る経費や災害公営住宅に係る家賃低廉化・低減事業に係る流用財源等に活用される見込みとなっております。

次に、4点目、一般財政調整基金のうち真水分を差し引いた金額の今後の利活用についてですが、真水分は財政調整基金の残高から翌年度以降における震災復興特別交付税等の返還見込み額を控除して算出したものでありますので、ご質問の金額は返還見込み額相当分となりますので、全額国等への返還を見込んでいるところであります。

次に、5点目、中期財政見通しとの乖離についてですが、中期財政見通し、これは平成29年度の改訂版でございますけれども、これで推計した平成31年度の財政調整基金の残高は約39億円となっており、先ほど申し上げた現時点における平成31年度末の残高約50億円と比較しますと11億円の増となっております。

主な増減要因については、中期財政見通しについては、予算ベースで推計を行っていることから平成29年度決算剰余金から繰り越し事業に係る既収入、特定財源を控除した約11億円が増加したことによるものであります。今後震災復興特別交付税の精算

が行われ、乖離幅の縮減等が見込まれていることもあり、おおむね中期財政見通しで見込んだ傾向と同様の推移となるものと推計しているところであります。

なお、中期財政見通しにつきましては、これまで適宜見直しを加えながら、示された結果を参考に年次計画の見直しや適切な財源対策等を講じることで将来を見据えた計画的な予算編成・執行に活用してまいりましたが、現在の中期財政見通しのベースであった後期行動計画が今年度で満了することに加え、消費税増税や幼保無償化など大幅な制度改正も予定されていることから、今後につきましては、現在作成している新たな総合計画に基づく実施計画が固まった段階で、改めて今後の財政見通しを策定し、活用してまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、財政力指数の改善についてですが、財政力指数については、地方自治体の財政力を示す指数で、普通交付税の算定の基礎数値となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値で示されるものであります。

なお、基準財政需要額については、対象となる本町の予算額をそのまま積み上げるものではなく、道路延長を初め小中学校数や人口など単位費用ごとに算出するほか、国から示された補正計数等を加味して行うものであり、基準財政収入額についても地方税収入や地方譲与税等から算定いたします。このため、財政力指数は地方自治体の財政力をはかる上で重要な指標の一つではありますが、予算編成を行うに当たっては直接結びつくものではないものと認識しております。

しかしながら、財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになりますので、普通交付税の交付を受けない1.00に可能な限り近づけるよう鋭意努力してまいりたいと考えているところであります。

また、本町の財政力指数は平成29年度が0.36であったのに対し、今年度は0.37となっており、昨年度に引き続き0.01ポイント上昇しております。今年度の財政力指数の基礎となる各年度の内訳を申し上げますと、平成28年度が0.35、平成29年度が0.36、平成30年度が0.40となっており、特に今年度大きく数値が改善しているところであります。

主な要因といたしましては、基準財政収入額のうち町税収入において昨年3月から新地町に建設された液化天然ガス基地の操開始されたことに伴い、本町の町道1号街道線沿いに石油資源株式会社のガスパイプラインが敷設されたことにより、固定資産税の収入見込み額が大きく上昇したことなどによるものと推察しております。

新年度予算においても、震災後建築された住宅に対する軽減措置の段階的な終了やガスパイプラインの設置による固定資産税の増加等から税収は堅調に推移することが見込まれておりますので、それに比例して財政力指数も増加傾向を示すものと見込んでおりますが、町といたしましては、さらなる税収等の確保に向け引き続き事務用途の総力を挙げて鋭意取り組んでまいり所存であります。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）それでは、再質問してまいります。数字がいろいろ、細かい数字がいろいろ出されたんですが、この会議では、この場ですぐメモはちょっととりにくいということもあって質問が少し中身がね、違う場合もあるかもしれませんが、ひとつご容赦いただきたいと思っております。

まず、1点目、当初、まあ1点目の回答、これは50億円ということで、いわゆる11億円を繰り入れるということもあるようで、50億円ということで確認、よろし

たんですね。50億円ですね。はい。それで、ちょっと話はあれしますが、それでその後31年度の末では28億円になるというふうなお話、これもよろしかったんですね。そうしますと、計画では11億円を取り崩すということ、そうするとこの差がですね、出入りが31年度予算の中であると思うんですが、この差の途中経過、幾らふえて幾ら減って、それで結果的に31年度末28億円になるのか。いわゆる申し上げた、質問したいのは、11億円を取り崩しただけで28億円に、50億から28億円となるのが、ちょっと数字が合わないのかなど。私のちょっと受け取り方が違うのかわからないんですが、その辺がどういうことなのか、もうちょっと詳しく説明いただければと思うんですが。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。まだ30年度の途中ということにはなるわけですが、30年度末の財政調整基金の見込み、末の見込みとして現時点では61億円と見込んでおられるところでございます。31年度の予算編成に当たりまして取り崩した金額が11億円、そうしますと61マイナス11ということで50億円ということになるものがございます。それでですね、50億円が31年度の当初での金額ということになりますけれども、そこからですね、後年度の真水以外のものとなりますと震災復興特別交付税ということになるわけですが、その特別交付税返還の見込みが22億円ということになりますので、50から22を引きまして、31年度末には28億円ということで見込んでおられるところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長、1番。わかりました。いわゆる50億円から返還金があると、それを引くと返還が22億ですか、それで28億になるということ、そこで次の質問に入りますが、いわゆる当初何年か、3年前ぐらいですかね、基金残高が枯渇するというふうな、その翌年見直しして、実は過疎債を使うとかいうことも含めて11億円プラスになったと、プラスって見直しに対してですよ、そこからきますと、この31年度予算編成の中でも途中11億円引き落としして、なおかつ28億円、前から28億というのが平成31年度予算執行した後でもほとんど変わってないということは、途中増減は全くそういう意味ではないというふうな考えてよろしいんですかね。11億落としただけで、ないというふうな見方に、この数字の上からはなるんですが、いわゆる31年度の予算執行の中で、その辺が大きく動かないんだというふうな見方でよろしいんですか。何か間違ってますかね。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。年度間においては、数字の入りくりはですね、増減はあるわけなんですけれども、今回の11億円と申し上げておりますのは29年度決算において、その剰余金ということで余ったものがございますので、それを見込んで11億円というお話を先ほど町長のほうからさせていただいたところがございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長、1番。細かい数字の議論してもなかなかあれですから、私はなぜこれを取り上げたかといえば、当初申し上げましたとおり持続可能な財政運営を目指すということでどれほど、どの程度こういう残高、まあ一般家庭では貯金ですわね、貯金を使わないでいかにして、まあふやせばいいという問題ではこれはもちろんないんですが、減らさないで将来に不安を残さないような残高を残しつつ、住民の要望にしっかりと応えて手を打っていくという予算になってるかどうかという観点での質問で、細かい数字の動きはね、この場でするつもりはございませんけど、そういう考え方、基本的な考え方をどの程度この予算編成に当たって町長は各課に指示をしたのかという確認を

ちょっとさせていただきたいと思うんですが、どういう方針でね、基本方針、予算組むときに健全財政を目指すんだよということをね、どのように徹底して指示したかという基本姿勢をちょっとお尋ねしたいと。

町 長（齋藤俊夫君）はい。毎年度の予算編成時期に当たりましては、まずその行動計画があるわけでございますので、行動計画の着実な実行ということが基本にあるわけでございますけれども、これまでもお答えしてまいりましたとおり、どうしても事業の進捗状況で少し予定している年度がですね、後年度にずれるといふようなこともございますけれども、基本は中期財政見通しに沿ってですね、極力その範囲でなるようにしてほしいというようなこと、それと同時に当面する諸課題、特に震災前からの環境整備、これについては震災とはまた別な次元の部分もございますので、そういう部分の解決にも相当配慮してほしいといふようなことを申し上げながら毎年予算編成に当たってきているところでございますし、当然歳出だけじゃなくですね、歳入面についても、ふるさと納税に代表されるような歳入増なり、あるいは節減、経費の節減ですね、こういうものについても十分意を用いてほしいと。特に執行残が一つの予算科目で一定以上毎年繰り返されるというのは、これはある意味非常にもったいない話でございますので、そういう部分については、極力前年度と比べてですね、少しでも縮減できるような、そういう予算の要求なり執行に留意してほしいというようなことなどを申し上げてきているつもりでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい。残高ね、多いにこしたことはありません。そういう意味では、一部また返還後 22 億も含めてね、可能性があるという見込みだということですが、まあこれは入札その他でね、残高が、落札が低くて執行残が残ったというのであれば、まあこれはあれですが、震災復興も含めてね、町のためにやるべきことをやってなくて、せっかく復興交付金その他が返還しなきゃなんないということのないようにだけ、くれぐれしっかりとやってほしいと思うし、また復興交付金が出た段階での、それに関連するようなもとの使える方法があればですね、ぜひ町の復興のために使うということで、返還を少なくするというか有効活用するというのも再度予算の編成に入ってるのかどうかも含めてね、ちょっと思います。

そこで、この話は後にしまして 2 番目の財政力指数の問題について質問移りたいと思います。先ほどは町長は 28 年度は 0.35、29 年度で 0.36、30 年度は 0.37 ということで非常に改善されてると。改善の努力は大変結構だと思うし、評価するところではありますが、問題は町長言われたようにいろんなこの数字は難しいんだと、いろんなデータからとるんでというようなお話ありましたが、宮城県内の自治体の平均は 0.63、宮城県内の過疎指定になったところだけでも 0.42、それに比べれば努力はしていただいておりますが、0.35、36、37 と努力はしていただいておりますが、やはりまだもう一段、いわゆる意識してこれに、改善に取り組むという考え方を予算編成でもうちょっと明確に指示されてもどうかという意味で数字目標を設定してやられたのかどうかということ、再度確認いたしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。特に予算編成の段階で明確な数値を示してですね、特にお話してるわけではございませんが、一つはご案内のとおり震災直後に大きな町が経済的にもダメージを負った中ですね、おかげさまで大分経済活動が震災前に近づいてきていると。一部農業なんかはもう震災前以上のですね、所得なんかも上がっている状況がございます。先ほども一部紹介しましたように震災関係で一部軽減されている税率などもございます

ので、そういう部分の回復なども含めますと町税の収入はほぼほぼ震災前にですね、近い、正確に言うと96パーセントまで回復してるという、そういう上昇傾向がございますので、そういう傾向をしっかりと分析しながらですね、今年度よりも来年度、来年度よりも再来年度というふうな形で、この財政力指数の進行管理をしていければなというふうに思います。当面のですね、目標値をあえてお話し申し上げれば、震災前の数値が0.43、これ平成19年度でございますけれども、こういう数値がございますので、まずはこの水準までですね、改善できるように引き続き各種施策を進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長、1番。町長からね、震災前の0.43、私も実は最低限こら辺は目指すというつもりでね、もちろん町長の頭だけじゃなくて、まあ言われてると思うんですが、職員さん、それから議会にも、あるいは町民にもこういう努力をするんですよ。それが予算はこう組むんですよというようなことをね、私は堂々と表明すべきだと。ういうものを期待して質問しているわけで、まあ答えていただいたんで非常に心強く思っております。

ところで、先ほど財政力指数出すのは非常に難しいと。確かにいろんなデータある。ただ、我々わかりやすく、私ですけども、わかりやすく言うと基準財政費用を分子、まあ指数ですから分母と分子があるわけで、いわゆる基準、必要な経費を分子のほうでいかに税収をね、上げるかと。依存財源でなくて自主財源をふやす、単純にここだと思う。分子を下げる、あつ分母を下げるというのは行革とかなんかで小さくすればいいわけで、これはこれでなかなか大変だ。まあやんなきゃなりません。

ただ、ここを今議論するつもりはありませんが、分子をいかに上げるか、割る数字をそのままにしたと仮定してね、分子を上げれば数字は上がってくるという単純な、で、国でいろんな指数の出し方があるという、あるいは別ですけども、そこで税収を上げるためにどういう政策を予算に組んでるのかということをお答えいただく。3本柱こうですよ、町長いわゆる所得を上げると、じゃ所得をここまで上げますよと、そのための予算をこのように組んだんだというようなことを聞いたかったというか、その辺の明確に。そういう予算がね、どう組まれてるかというのをお尋ねしたかったわけですけども、その辺のところは、まあ細かいことは特別委員会の中でね、伺っていきますが、大きなところをね、こういったものを目玉として組んだというような部分を、しかもそれを言葉だけじゃなくて数値で入れていくと、数値目標を決定やって今年度の予算にはこういうふうに組んだと、そういう方向での内容といいますかね、財政力指数を0.43までもっていくんだという、その裏づけの中身の具体策をね、いろいろお尋ねしてみたい。

ということで財政力指数、財政健全化に向けての、この2点を質問という形にさせていただきます。その辺の数値目標があればあれば特別委員会の最後の日に、また町長、三役にお尋ねする分もあろうと思うんで、その間にもしね、今後この予算、31年度執行、実行に、予算執行に当たってね、こういう部分をもうちょっと明確に目標設定してやっていくというんであれば、その辺をぜひ検討いただきたい、いただくことを期待して私の質問を終わりたいと思います。以上で、終わります。

議長（阿部均君）1番岩佐哲也君の質疑を終わります。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。9番遠藤龍之です。ただいま提案されております平成31年度一般会計予算あるいは特別会計に対し、住民の福祉の向上に込められるような内容のものになっているのか。また、前年度決算がこの新年度の予算にどのように生かされているのかなど確認するため総括質疑を行います。

1件目は、消費税増税に伴う施策と影響についてであります。当初予算編成における増税に伴って行われる主な施策とそれによる地方財政への影響はどうなっているか。

2件目は、第6次山元町総合計画策定の取り組みについてであります。町は第6次山元町総合計画策定事業の進捗状況、想定作業のスケジュールを示しておりますが、これまでの取り組み、そして示されたスケジュール、今後の対応に問題はないか伺うものであります。

3件目は、当初予算編成についてであります。当初予算を編成するに当たって決算認定の意見は検討され、生かされているか。とりわけ前年決算認定に当たって付されました、意見を付されました保育所再建の取り組みに進展がみられない、これまでの議会の意思を十分に踏まえ、一日も早く事業に着手すべきである。また、特別会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計は増額傾向にある各種基金の有効活用を図り、住民の負担軽減につながる料金改定をすべきであるとする意見に対し、それぞれどのように検討され、新年度当初予算に生かされているのかお伺いするものであります。

以上、3件を総括質疑といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、消費税増税に伴う施策と影響のうち増税に伴って行われる主な施策についてですが、地方消費税をめぐっては増税に伴う影響額を緩和するべくプレミアム商品券の配布など、さまざまな対策について連日報道されているところでありますが、具体的な内容については、現在国会審議中であり、内容が確定しておりませんので、新年度予算には計上しておりません。こちらにつきましては、政府の方針が確定した段階で適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、地方財政への影響についてですが、歳入予算については県を通じて交付を受けております地方消費税交付金については、新年度当初予算ベースで約2億1,500万円となり、このうち社会保障費分としては約9,700万円を見込んでいるほか、地方特例交付金においては消費の反動減対策として交付される自動車税収補填特例交付金として約190万円を計上しているところであります。

また、歳出予算に係る増税分の影響額につきましては、あくまでも機械的に算出した推計になりますが、投資的経費及びその他物件費や補助費等で約8,100万円を見込んでおります。

なお、このうち約4,600万円につきましては、国の手厚い財源措置により地方負担がほとんど発生しない復興事業分となっておりますので、実質的な影響額は全体予算から復興事業相当分を控除した通常予算分約3,500万円になるものと推計しているところであります。

次に、大綱第2、第6次山元町総合計画策定の取り組みについてですが、これまでの主な取り組みといたしましては、私を本部長とする総合計画策定本部会議や策定専門部会、課長級で組織する策定検討部会など庁内での検討を進めるとともに、全世帯を対象

としたアンケート調査や団体ヒアリングの実施、及び諮問機関である総合計画審議会における審議など、住民の皆様からも幅広くご意見をいただきながら進めてきたところであります。

また、事業の進捗状況といたしましては、これまで審議会等でいただいたご意見等を踏まえ、今月下旬に予定している審議会において計画の土台となる基本構想骨子（案）及び基本計画（案）をお示しする予定であり、ご指摘のありましたスケジュールにつきましても、現時点においては新年度の9月議会定例会での上程を目指しているところでありますが、引き続き住民の皆様や議員各位から幅広くご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

大綱第3、当初予算編成についてですが、新年度の当初……もとい。新年度の予算編成に当たりましては、これまで取り組んできた復興事業を改めて点検するとともに町政の課題解決のため私の公約に基づく各種施策を重点的に予算化したほか、限りある財源の中ではありませんが、年次計画の見直し等を徹底し、過疎地域自立促進計画に基づく過疎債や各種基金等を積極的に活用し、行政区や町民の皆様方からのご要望の多い身近な生活環境整備に係る予算も確保いたしました。

また、決算及び現在の予算執行において大きな不用額が生じている事業については、不用額削減のため実績ベースでの計上を徹底したほか、昨年決算時に監査委員や議会からご意見等を頂戴している件につきましては改善に努めたところであります。

初めに、保育所再建の取り組みについてですが、先日の岩佐哲也議員への一般質問で回答したとおり、まずは子育て世代が求める多様な子育てニーズに対応するため一時預かり、特定保育事業やファミリーサポートセンター事業を実施していくことに加え、10月からの消費税増税に伴う幼児教育・保育料無償化の動向を注視する必要があること、さらには国の人口推計や町の人口動態から保育所建設の可能性を見きわめる必要があることから、過疎地域自立促進計画では2年間の先送りとしたところであり、平成32年度の当初予算編成までに坂元地区における保育サービスのあり方を考えていくこととしたことから、新年度予算への計上は見送ったものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計についてですが、本町ではこれまで被保険者1人当たりの医療費が県内自治体において2番目に高い水準であるにもかかわらず保険税率については被災自治体の医療費増に伴う国の財政支援や財政調整基金等を有効に活用し、県内自治体の中で最も低い税率を維持してまいりました。新年度予算についても、引き続き被保険者の負担軽減を図るため現行税率を維持し、予算編成を行っているところであります。

しかしながら、国の財政支援が年々縮減し、財政調整基金も減少している状況であり、厳しい財政運営になるものと見込まれることから、今後常任委員会等の場面を通じ、ご意見等頂戴し、協議した上で実態に即した税負担への見直しについても検討してまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業特別会計についてですが、今年度は平成30年度から32年度までの3年間の計画期間とする第7期介護保険事業計画の初年度に当たり、計画値と比較すると保険給付費等については若干減少傾向ではありますが、おおむね計画どおりに推移している状況であります。

また、介護保険事業基金における基金残高については、これまで年々増額傾向で推移

しておりましたが、この計画を策定する中で基金を活用した被保険者の負担軽減を図り、計画期間における保険料の抑制に努め、県内自治体の平均値より低い保険料率を実現しております。計画期間の2年目である新年度についても、この計画に基づき、現行の保険料率を維持し、予算編成を行っているところであります。

今後は、本町の高齢化率が高い水準で推移していることから保険給付費等の増加が懸念され、現在の基金残高は一時的なものであると考えており、次期第8期介護保険事業計画を策定する中で保険給付費等の動向を見きわめつつ、被保険者に過度な負担とならないよう保険料率の検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。1件目の消費税増税に伴う影響についてなんですが、ちなみに先ほど固有名詞があったプレミアム付商品券事業、商品券事業についてですが、この件につきましては前回と違って、扱うところが違って、まあ福祉関係のほうに重点が置かれているというようなことが言われているんですが、町の負担としてですね、福祉関係部門については先ほど、今町長の言葉にもありましたが、幼保無償化についての取り組みというのも今年度示されているという中で、町の負担分、負担分でない、そういった事務量の負担、経費等々ではなくてね、その辺をどのように捉えて、この予算編成に当たっているのか。というのは、体制の問題等々ということも含めてというのも十分に検討された中での予算編成措置ということなのかどうか、お伺いいたします。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。このプレミアム付商品券事業につきましては、まだ先日ですね、県の説明会があったわけなんですけども、これから動き出すものになります。そのため、まだ当初予算のほうではそういった費用を見込んでおりません。今後になります。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。ですから今私も言ったんです。その金銭的な数値的なものを確認してるのではなくて、そういう制度が変わって、そしてその数値的なものに対しては、当然国が決められない中でね、町でも予算措置というかね、できるかできないのは当たり前の話なの。ただ、今、国会が動いている、これは消費税についても、先ほどの幼保無償化の問題についても、その内容については、もう示されているわけですから、その辺そのものはそういう情報は当然マスコミを含めてあるいは県、国含めて、そういった情報は流れてきている中で、それを決まってから対応するということでは住民に対してのサービスに若干の支障が来すのではないかという不安、懸念から確認してる場所なんですけど、そうした姿勢があるのかどうか。姿勢があるのかどうか。そのプレミアムについてもね、いろいろ今から懸念されてる、それは国会等々、あるいは情報からすればそういったのは指摘されているところで、実際にやるのは末端の自治体ですから、そこが苦勞して混乱、そこで混乱すれば、せっかくいい制度として設けたものが十分に伝わらない、生かされないということになっては問題だと、が生まれるということからの確認なんですけど、まあわかりました。何がわかったかということなんですけど、まだその辺の体制等々については頭がない、今後の、ちょっと心配するのはね、言われて、今度組織体制のほうなんですけど、その辺は現場としては今時点でどのように受けとめて対応しようとしているのかについて確認したいと思うんです。

議長（阿部 均君）企画財政課長。（「組織の問題だよ」の声あり）あっ組織のほう。（「ごめん、ごめん、違う、できてねえ、できてねえ、そいづを悪いとかなんとかつうことじゃねくて、だから……」の声あり）これが実施されれば行政サービスに支障が出るというから、

だからその辺は準備は万全だがということでしょう。そうすると、こっち福祉関係なんだよ。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。はい。ただいまのお尋ねについてですが、新年度からご承知のとおり子育て定住推進課と新しく子育て、先ほどの保育所、保育料の無償化についての話に関してはですが、来年度からは子育て定住推進課と新しい課ができることを踏まえ、その辺の子育てに特化した課が一つできること、あとそれに合わせてですね、従来からいろいろほかの方々もお話しされました保育所なり子供に関するワンストップの窓口等を踏まえ、その若干事務分担も子どもセンターと内部の施策部門の事務分担等も考慮しながら、今回の4月スタートの組織再編なり事務分掌の割り振りなんかを検討してるところでございます。

ですので、十分かと言われると不安なところも若干ないとは言えませんが、まずは現状の人員確保は必ず、その辺は要望して、現段階では来年度、新年度4月スタートに向けて新課のスタートに向けて進んでいるということでご回答させていただこうと思えます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。そっちのほうでなくて、聞いたかったのはプレミアム商品券の事業の担当が福祉部門になると言われているんです。というのは、当然低所得者の方々や子育て世代の人にプレミアム付商品券という対応をするというのは前は商工観光つかね、産建、おらほで言えば産建で対応してきたんだけど、今回はそっちのほうになるだろうと言われてるとしたときにね、たまたま山元町、子育て部分については子育て、今言ったようなことで、そっから幼保も所管についてはそっちのほう担当するということで別々になるということで、その辺は安心していいかなと思うげんとも、こっちのほうはプラスの事業になるんだね、事務量になるわけだね、今のままでいけば、それで大丈夫ですかと、大丈夫ですと答えればいいんだよ。あと混乱起きねればいいだけの話だから。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。はい。そのプレミアム商品券等福祉施策の部分としての、については、やはり組織を関係する担当部署のほうとその辺も踏まえ、人員の要望は要請してる状態、状況でございまして、現段階であれば今のお尋ねのとおりでいけば、うちの保健福祉課の福祉班のほうで行うような事務になるかと思いますが、その辺に関しても総務のほうとも協議の上、現在の事務分掌等の修正は済んでる状況でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。その辺はうまくやってください。

あと、先ほど数字で出てきたんですが、最近数字で最初に出されるとね、なかなかメモするのになかなか大変で苦勞するんだけど、地方消費税交付金について言ったのか、その2億1,500万、そのうち9,700万が子育てつかね、なんだ、それもつつうどその辺に使うのに充てられているという説明だったんですが、この2億1,500万というのは全額で、これが消費税のあれによってふえだっていることではないんだよ。ちょっとその辺数字的なことをちょっと確認したいんですが。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。地方消費税交付金につきましては、30年度については2億2,150万余ということになっておりまして、31年度の2億1,500万と比べますと、昨年度と比べますと587万5,000円の減ということになります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。一番先にねこの質問の中身は、消費税増税になったことによる

影響を聞いてるんです。マイナスになったらおがすいべやっていう疑問があって聞いてるんですが、そういうことで地方消費税交付金の原資というのは消費税が原資になってるというふうな理解で聞いてるんだけど、そうした場合、増税になったら当然ごも増税してもらわないと困る。負担割合、負担でない、配布割合でも何とかって地方に対して何パーセントとかって決めらってるようだけんとも、それも当然地方に対してね、厚くするというようなごどになってっと思うんです。だとするならば、ここの部分もふえでないとおがしい。ただ、10月1日以降のね、まあなっかなんねがわがんねというような背景がらね、そこ想定しにくいからその部分は出してない、示してない。ただ、決まり次第この部分は大幅に増額になりますよというようなことで受けとめていいのかどうかということを知ってるんです。

議長（阿部 均君）企画財政課長、単純にこの消費税が10パーセントになった場合ね、この交付税がふえるかふえねがっていうことでよろしいと思いますんで。（「俺の理解のほうの間違ってっかもわがんねんだよ。だからその辺も含めて」の声あり）そうなんです。8パーから10パーになった場合ふえるんでないのっていうことでしょう、単純に。（「ところが予算上は予算措置では逆に減ってっからね」の声あり）

はい、企画財政課長。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。先ほど町長がご答弁申し上げた9,700万円につきましては、地方消費税交付金のうちの社会保障財源化分ということで約9,700万円ということで申し上げております。幼保無償化に関しましてとなりますと、子ども・子育て支援臨時交付金、そういったものが新しく創設されることになっておりますけども、その金額については、まだ現時点ではまだ判明していないということから当初予算においては科目設定のみとさせていただいてるところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。あの俺聞いてんのは、その特例交付金はここでもほれ科目設定位置っていうのは子育て臨時交付金のことを多分言っっと思うだけんとも、それは科目なんでこれは理解するところなんだけども、私が言ってんのは6目つつうのか、違う、6款1項1目地方消費税交付金について聞いてんの。それを、その数字をさっき言ったがら、だから俺今確認してるだけども、2億2,000、さっき2億1,500万っていう数字を挙げて言った、だがら確認してるところなんです。ただ、これがほれ、消費税と関係ねんだよということであれば、それはそれで理解するところなんだけんとも。

議長（阿部 均君）これ休憩、はい。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は1時15分いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）企画財政課長、答弁願います。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。遠藤議員からご指摘いただきました、ご質問ありました地方消費税交付金の関係でございます。地方消費税交付金につきましては、これは県税

ということで県の税務課からの通知の資料に基づきまして予算を計上しているものでございます。この休みの間ですね、県のほうに確認をしましたところ、ほとんど消費増税分については、この予算には加味されていないということでございます。といいますのも、消費税につきましては法人と個人とございますけども、法人が大方だろうとは思いますが、その法人がですね、決算期を迎えまして2か月以内に申告をして国にお金が入ると、そこから県、そして町のほうに配分されるまでには4、5か月程度時間を要するということがございます。今回の消費増税につきましては、10月から始まるということになりますので、そこから4、5か月かかるということになりますと31年度中の交付金としてはほとんど影響としてはですね、反映されていないということになります。あくまでも推測ということになりますが、そのように考えてございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。だから確認したかったのは、その仕組み、制度、仕組みでね、消費税、国では上げた分地方にも回しますよと、当然そうなんだげつとも、それが具体的にどのくらいになんのか、多分その割合も示されてるかと思うんですが、それは今の説明で県を通してくるものだから、まず町としてはわがねんだということだろうかと思うんだげんとも、まあ仕組み上はこれはいずれそういったのが消費税が増税ということになれば、そのうちの幾ばくかは町にも下りてきますよと、下りてくんののはどのくらいのものだがつつうのはあってもね。

そして、それに対してその増税分に対して町としてやる仕事はその部分を社会保障分に充てるというような仕組みになっている考え方になっているようなんですけども、その際の考えが明確になってればいいんです。まあ今のところ今回は今年度についてはほとんどそのことについての影響は地方財政に当たっての影響は生まれてこないと、プラスの増の内容なんだげんともね、だげんとも方向性としてはそういう増収分はありますよというのが確認されればいい話であります。

それに加えて言いますと、先ほどそのうちの9,700万がほの幼保だ、社会保障分ということなんですけども、これは今回の増税とは関係ない部分だろう、従来のね、ものだからというような受けとめをするわけですが、直接その消費税増税に伴って生まれてくる増税分、増税分って税収、増収部分が具体的、まあ細かいのはいい、後で特別委員会で確認すると思うんですが、この予算措置上ね、計上の形を、それが直接出てくるのが多分この子ども・子育て支援臨時交付金、だからここは、今回のね、この予算措置は、この部分についてはまだ、1,000円計上して措置してるというだけであって、これが10月以降多分にここにどんとあらわれてくる数値なのかと。そして、これに対象となる施策が、じゃあちゃんとセットされているのかどうか、多分こっちのほうは幼保無償化に充てられる金になってるのかなというふうな受けとめをするわけですが、その辺の理解はいかがでしょうか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。その辺がですね、増税分の影響というところで今ご指摘いただいたようなことになろうかと思うんですが、まだその辺のですね、金額的なところではまだ見えてこないというところがあるものですから、子ども・子育て支援臨時交付金、新しく創設される交付金ですけども、こちらについては、現状、当初予算においては科目設定ということにさせていただいてるところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。この消費税増税分については、今後どうなるかつつうの

はまだ定かではない、果たして実現されるかどうかというのがない中での話ということになるんで、余りここでね、とは思いますが、もしこの予定していたものが増税、それが通らなかったときに、この幼保無償化とかなんとかっていう、そういった具体的にもう措置されて設定されている事業がどうなるのかというのは非常に、まあその辺の対策も担当課ではとっておいたほうがいいのかなということで、この件については終わります。

次、2件目の総合計画についてなんですが、なぜこの確認してるか、本当にこの、まあ私2回ばかりこの総合計画策定ではかかわってきてる、経験してきているんですが、ちょっとこの今回の総合計画、通常のに戻った中での計画、前回のですね、復興計画とはまた違った性格の内容のものになろうかと思うんです。大変いろいろ厳しい財政事情、状況の中で、しかしながら明るい山元をつくっていくための基礎となる計画になろうかと思うときに、果たしてこの期間の中でそうした内容のある計画が、内容のある、実態に即した計画ができるのかどうか。私は時間かけてもいいと思ってるという意味でね、なかなかこの期間の中でこういった中身の、充実した中身の計画を立てるとするのは物理的に難しいんじゃないかなというようなことから確認しているんです。

本当はいろいろね、んで何回この30年度の計画、実績どうだったのかということも本来ならばここで確認したいところなんですが、まあいろいろ時間のあれもあるでしょうし、そのことを求めた内容の回答が来るかという、それもちょうと疑問がありますので、混乱を招かないようにその辺は飛ばしますが、本当は何回実施して、どういった意見等々が出たのかということは非常に確認したいところなんです。あるいはそういった審議会等が、あるいはそもそも皆さんのところでの会議も、このスケジュール等々、態勢等々見ると立派にあるわけですが、この辺がちゃんと機能できてるのか、してるのか、されているのかという疑問、少なくとも30年度の実績を見ればですね、実際に今後のこともあるからとりあえずこのさあやりましたよといったときに、これは31年・32年度、これは30年・31年度の事業ということになってんだよね。そして、もう実際にもう31年度から出発するという、何かちよっとこれもちよっと不思議な感じなんです、とりわけその2年間のうち、実際30年度というのは4月から出発してるんだけど、この計画策定に対しての取り組みの着手時期というのはいつから始まったのか、具体的に、そのことだけはちよっと確認したいと思います。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。着手時期ということでございますけども、昨年ですね、30年の4月には町長、副町長にまず企画財政課からレクをさせていただいております。中身といたしましては、策定方針、スケジュール、それから町民等からの意見聴取の方法、あとは審議会のことについて、早速4月からですね、着手して動いているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。あの中身とあいづそしてそこから出発したと、その後、この総合計画策定本部会議あるいはその下の専門部会というのは何回くらい開かれているんですか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。この組織、策定のですね、組織につきましては、もう昨年度中に審議会等々の条例が可決いただきまして、策定本部会議を設けて総合計画をつくるということが定まっておったわけでございますけども、総合計画策定本部会議、これは町長を本部長とする会議になりますけども、こちらにつきましてはキックオフとして

1回開催しております。で、その後ですね、策定専門部会ということで各課長で構成する作成専門部会を3回。あと、今年度に入ってからですね、やはり計画を詳しく検討していくに当たっては課長が集まる専門部会だけでは足りないだろうということもございまして、その下に検討部会というものを設けてます。こちらは班長級で構成するものでございまして、こちらは4回ほどですね、現時点実施しておりますが、先週末、そして本日も実施することにしておりますので、それを合わせますと5、6、7回ということになってまいります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。そうした会議で取り組んでいるということは確認できました。ただ、中身については、ここで確認してないから何ともいえないことなんですが、回数は確認した。

次にですね、ランドブレン株式会社いろいろな相当これを見ますと基礎調査計画策定、計画の策定、あと各種会議運営支援ほかというふうになってるわけですが、この辺がこれまでの会議等とどれだけ、ここに書いてあるように各種会議運営支援というようなものを示されているんですが、今言った会議とこの関係といいますかね、この支援関係というのはどういう状況になってるか伺います。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。ランドブレン株式会社との関係ということでございますけども、まずですね、町でこれまで現在もですね、現在の計画であります復興計画、これは第5次の総合計画になりますけども、復興計画ですとか地方創生総合戦略、都市計画マスタープラン、そういった町で持つてる計画あるいは財務規則ですとか、そういった規則等、そういったものをランドブレン社のほうに提供しております。まずは山元町のことをご理解いただかないと計画づくりはできませんので、そういったものをまずは頭に入れていただくと。29年度末までの復興計画の進捗状況、これについては、各課から答えをいただきまして29年度末までの状況について、課題、現況、そういったものを調査したものも含めてランドブレン社のほうに提供した上で山元町の次期計画をどのようにしていけばいいかということで案ベースの計画をつくっていただくということになります。

その後ですね、先ほど回数申し上げましたけども、審議会も含めてそういった場には必ず同席をいただくようにしてございまして、場合によっては説明もしていただく場面もありましたけども、そういう中でそれぞれの職員の意見、審議会での委員の意見、そういったものを踏まえた計画になるように一緒に行動しているということになります。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。想定スケジュールとも絡むわけですが、個別に議会への対応というものをどう考えているのか。これまではこの前示されたところで終わってるわけですが、我々自身も中身深く理解した中で、最終的にこの中身でいいのかどうかというのを判断しなくちゃならないとしたときに、この前表面的な説明はいただいたわけなんですけども、それだけで我々もオッケーとなるかどうかという部分があります。相当な分量になりますし、これがまだ完成品ではない、基本計画の部分がまだ残ってるという、まだ示されていないという状況の中でね、俺たち9月までに決めねくてねというときに、その辺のそっちからの対応というのはどういうふうに考えればいいのか。31年度の事業計画に対しては、その中で我々はどう受けとめて、どう判断すればいいのかというふうな不安、懸念をいっぱい持つてるんですが、どの程度の説明、どのくらいの説明があ

って我々、我々も理解しねくてねえわけだからね。というふうな懸念、不安を大きく持ってるんですが、そういう面に対して、議会に対してどういう取り組み、例えばもう俺は正直言うと俺のない頭だと、この1ページ、1ページしっかり教えてもらった上で判断しなくちゃなというふうに思ってたけども、もちろん独自に全部読んでとにかく理解しねくてねえけども、せっかくここまでいただいたわけだからね、完成品ではないんだけど、その辺どう考えているのかなと。何回くらい開いて、何回くらい説明してね、そして完成に、お互い共通の理解の中で判断できる、するという、あるいは議会側からのいろんな要求、要望というのも多分理解しはじめれば出てくるかと思うんですが、その辺の対応というのを具体的にどう考えているのかなと。今のところまだないですということならないですでいんです。これから考えればいんだがら、ちょっと期間はないんだけどね。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。これまでの経過から申し上げますと、7月、11月、そして2月の総務民生常任委員会のほうでは経過の大まかなご説明ということにはなりましたけども、ご説明をさせていただきました。そして先日、議会全員協議会のほうでも短い時間ではございましたけども、ご説明をさせていただきましたところ。その場で町長のほうからもお話し申し上げましたとおりですね、今後につきまして、もともと議会、計画策定の過程については、議会のほうに資料を提供してご説明をした上でつくっていくということで、11月にお示しした、常任委員会でお示しした資料にもそのように記載させていただいてるところでございますけども、この総合計画づくりに特化した全員協議会というものをこちらからお願いを申し上げまして、今後ですね、予定の時期までを目指して計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。そうした方向で取り組んでいただくことを求めて、次にこの想定スケジュールを見ると、残された期間が9月に上程ということだけを、今回も確認されてる強調されてるわけですが、果たしてこのままで十分に住民の意見も取り入れながら議会の意見も取り入れながら進めていくといったときに間に合うのかどうかという心配をうんと大いにしてるわけ。というのは他自治体の事例を見ても、最近出てんのは女川と仙台というのが出されてるんですが、女川の場合には山元町と同じ期間で策定というふうになってるんですが、ここでは、そしてどっちもやっぱり若者の意見を、とりわけ若者の意見を重視しているようなんですが、それを取り入れるための場面、場所をつくっていると。なかなかつくってもなかなか人が集まってこないという、そういう苦心談も見られるようなんですけども、しかしその時期がですね、もう12月には女川では開催してるということ、そしてまた女川の場合には12月25日には計画案を、全体をもう公開してパブリックコメントを求めていると、ホームページでですね、という動き。俺こんでも遅いでねがと思うんだげんとも、人のうちのごったがらね、しかしながら、少なくとも山元町より少し早い動きを示してると思うんです。

それから、仙台の会議は、これは大きいということもあつかと思うんですが、これは21年から30年度にかけての計画と、平成で33年から平成42年、平成ねぐなっけんとも、の計画に対して、もう今から動いてると。今からそうした声を吸い上げようとしているという取り組みをしているようなんですね。

としたときに山元町、じゃいづ、いつ頃からね、こういう動き、これからつくることができるのか。この想定を見ると31年度の計画策定の中に、このパブリックコメント

とかなっているんですね。それで十分に、まずはパブリックコメント、どれくらいのも
の呼び寄せる、呼び寄せるというか、集めるか、あるいはパブコメに限らず住民説明
会等々何回もしてね、そしてそうした人たちの意見を多く取り入れたまさに住民本位の、
本位のつつうか、住民作成の計画としていくのかというふうになったときに、このスケ
ジュールで果たして9月上程って間に合うのかどうか、あるいは逆に言う間に合わせる
ためにしなければならないことを十分しない中で、このまま上程というふうにならな
いかという不安を感じてるんですが、その辺町長いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。総合計画の策定につきましてはですね、今ご紹介していただいたよう
に他の自治体を含めてですね、基本的な計画づくりにそれぞれ腐心されているわけでご
ざいますけども、その策定に要する期間、期間というより、まず中身ですよ。中身は
一定なんですけども、初めてやるわけではなくて、これまでも第6次というふうでおわ
かりのとおり、町として経験を積み重ねてきているわけですから、どういう内
容のものを対応しながら、どの機関でそれをクリアすべきかというのは、うちの町を含
めて各自治体が一定のスケジュール感を持っておられるわけですし、たまたま今回委託
されたコンサルの名称は別にしましてですね、策定の方法としては、やはりコンサルに
も相当力をおかりしながらという、このスタイルはどこの自治体でもほとんど変わっ
ていないだろうというふうに思いますので、いわゆる策定の進め方、技術的な問題、対応
というのは、それぞれが一定の熟知をした中で進めることになろうかなというふうに思
います。

問題は議員ご指摘のとおりですね、できるだけ双方向の議論をしっかりと積み重ねる
中で、よりよいものをつくるという、その姿勢、努力が問われているんだろうというふ
うに思いますので、引き続き残された期間内に精いっぱい必要な対応を積み重ねる中
でよりよい計画策定に取り組んでいきたいなと、いかなければならないなというふう
に思っています。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長、9 番。そういった姿勢については、理解することになるわけ
ですが、9 月議会というのがたびたび出てくるんですが、それは何か背景、根拠があっ
ての9 月議会なのかね。計画ですから、計画ですからつつうことではね。そこに固執しな
ければならないものがあるならば、それを示していただきたいが、それによってこっ
ちの構えも違って来るだろうと。私はこの9 月に間に合わせる、9 月を強調する必要はな
いのかということから確認してるんですが、というのはやっぱり今言われるように中
身の部分、徹底した、徹底したといいますか、自分のほうの検討を重ねた中でという
のが求められているときに、この日程で果たして大丈夫かと何回も確認するわけですが、
今出ました積み上げ、積み重ねというものもあるわけですが、山元町の場合、とりわけ
プロパー職員さんの、これは不幸な面だと思うんですが、その積み上げ、実際につくって、
それを実践するのはプロパー職員ということになるんですね。今後。もう助けてくれる
職員は来なくなるわけですから。そうしたときには、やっぱりプロパーさんの、自分た
ちの頭で自分たちの手で作る必要があると、今現在ね、そうしたときに、そういった
10 年間の空白あるんです。何が空白かという、いい意味でも悪い意味で悪く言うつ
もりということではなくてね、異常な事態を皆さん経験して、その異常な事態を経験し
てきたことが次のことにつながる経験になってるかどうかという、多分相当なずれか
らなかなか元に戻って元の頭でっていうのも大変だという懸念もあります。

もう10年以上前に確かに復興計画その前の計画というのはほとんど職員の皆さん手づくりに近い形でつくられた計画で、そしてそのときに経験した職員さんとも今いなくなってくるんですね、みんなもう卒業して。ということになると、本当に皆さん新しい真っ白な頭でこれに臨まねくてないというとき、十分な積み重ね、経験が十分でない中でつくっていくということになると、俺は本当に皆さんも大変だと思うんだよね。その大変な中で、しかしながら求められた、あるいはものを中身のある、つくっていくということになつと必然的に時間が求められてくるのかなというふうに考えるわけですが、とりあえずこの懸念、不安だけを示しておきます。

こういう中で、しかし中身のしっかりした将来の山元町、本当にどんどん人口動態どうのこう、暗いニュース、財政はどうなるのか、そういうところだけが強調されてきている今ね、今こそ明るい計画を、町民の皆さんに明るい展望を持ってもらえるような、あるいは外から来てね、やっぱり山元町に住んでみたいな、こういう計画、こういう方向でこの町描いてるんだというようなことが、そういうものにしなくちゃならないというときに、ですよと、そういうのをつくるためには相当な力が、エネルギーがここに追求でねな、注がれないと立派なものが、立派でない、当たり前のものでできないということも皆さんにも求めて、皆さんがつくる計画ですから、あつ皆さんって、実際我々も協力、当然いろいろ協力しながら、あるいはない頭の中からも意見があればそういうのを出して、そしてその計画の中にセットしてもらおうというようなことになろうかと思いますが、まあちょっとね、そういう懸念を示して、この件については終わります。

次に、3件目の当初予算について編成についてということで、一つ国保については、この間の当初予算編成に当たっての説明にも指摘、示されております。なかなか大変だというような結論は出ていますが、しかしながら現にある基金、これ年度末では3億、4億近い基金があるというところから出発して、出たり入ったりして今現在このくらいだけんと、しかしそもそも、そもそもって、私はこの数字であっても、まだほの基金活用は、その基金というのはまだまだ取り崩せるというふうな理解から確認をするわけですが、まず国保についてですね、どのような検討、こういった意見に対して検討、そして分析、そして今回の予算に生かしたかと。生かされたのかという部分について確認をしたいと思います。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。はい。ただいまのお尋ねの国保の特別会計の基金の推移、残高等の推移についてなんですが、議員おっしゃるとおり、平成27年度に関しては年度末残高で約4億超えるぐらいの基金がございまして、そこで税率の引き下げを行ってきております。27、28、29と3年間を見通しての引き下げです。で、4億を超えてた基金が29年度末では3億6,000万、今回30年度計画の引き下げの3年間は終えたんですが、30年度、今年度につきましては、都道府県単位化と国保で大きな改正がございまして、やはりその辺の推移を見守ることから税率を据え置くこととしまして、現在は動いてございます。その中でことしの、今年度末残高の見通しで約3億程度になると。今の推移からしますと、年々やはり基金が少しずつ減っていく状態にはなっているというのが、まず事実でございます。今回、31年度の当初予算を計上した時点での31年度の年度末の予算の基金の残高を見ますと、約2億程度、2億切るぐらいですね、1億9,000万というふうな見方をしてございまして、若干やはり町長も回答させていただいておりますが、国からの手厚い交付金等も減ってきてますので、やはり1

億程度今年度は使っていくだろうと。さらに来年度、32年度、31、33年度についても、やはり1億程度必要になってくると、結果最終33年度末で、2年後ですね、基金が1億を切るぐらいになるんじゃないかというふうな推計で現在見てございます。

そのようなことから、やはり今年度は何とか、今回は、今年度は税率据え置いていけるんですが、来年度、再来年度に向けては少し検討を深めていかないと安定的な国保財政運営ができないというふうな状況になってくるかというふうに思って推計してるところでございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。この件については、この件というか、基金の有効活用ということにつきましては、ずっと議論してるわけですが、なかなかかみ合わないところがある。これはいろいろ説がありまして、県の指導というか話とか、あと国の、国の見解からいけば、もう山元町の規模だったら2、3、000万あれば済む話になってますし、あと県との、県ではもう今そういう指示はしてないということなんで県は全く当てにして、相手にする必要はないと思うんですが、まさに町独自でどうするかということを考えればいい話であるわけですから、極端な話、基金を持ってねくたって、これは単年度会計ですから、その都度その都度会計組んで、これは普通の予算の立て方と違うんだ、国保の場合というのは出んのをあれして、それから入んのを考えると、その際に出てくるのが医療費の増嵩というか、高額というのをうんと強調してるようなんですが、そいづはちょっとまた別に置いておいて、というふうに考えたとき、今33年度末で1億という話があるんですが、じゃあ1億とおかなくてないのという、これは考え方ね、町のね。これずっと議論、国保会計について何回も言ってるんだけど、ほとんどの自治体が赤ですからね、赤、赤んどごに基金なんつうのは存在しねの。そういう意味で。というのが全国の実態、実情、国保会計についてはね。その中で33年度末でも皆さんの税収の3分の1はもう既に持ってる。今3億くらい、前後が税収、国保税の売り上げになってると思うんだけど、そういうふうに考えたときに、やっぱりこの基金の有効活用、このことを検討してくれというのが前回の決算認定での意見なんです、そこまで本当は検討して、そして予算に生かしてほしいというのがこの意図するところなんです、今の話ではそこまでの検討には至らなかったということがうかがえました。

一方で、これは町長説明の中で医療費がずっと続いている、これは我々も常任委員会の中でもうんと強調され、理解を、理解というか、本当に高いなど、これは事実が示してるわけだから、1、2を誇ってるということはね。んだけど、この間ずっとこの何年間かこういうふうに推移してるということを見ますと、これに対する対策、対応がこれまでどうだったのか、あるいは今後どうするのかということ进行分析し、そして次に生かさなくちゃならないと思うんだけど、この辺はどの程度検討さったが、俺はこれ、俺の勝手な個人的な個別的な考え、考えつつがね、思いついたこと言えば、やっぱりここ空白なんではない、その10年間ね、ほかの自治体よりも大きな被害を受けて、そしてそういう被害のもとでの医療に基づくつつがね、よる医療費の増嵩ということも考え、これは俺が分析したわけでねえが勝手にね、その辺を分析してほしいと思っはいるんだけど、その結果、医療費の増嵩、高額が、ずっと高額で推移してるとするならば、その辺の要因をきちっとつかみ、もしそれが東日本大震災、その災害が大きな要因だということであるならば、それはそれでこれは公の問題なんです、社会的にはね、保育、被保険者の問題でないんです。個人の問題でないんです。とするならば、その分はね、

やっぱり公費をここで被災者救済つつうか、支援ということでやっぱり公費投入というのをあつてしかるべき、これは俺の公式見解ね。そういうことも検討されてるのか、まず医療費のずっと高額で推移してるということを強調しているということからの確認なんです、その辺の検討はされたのか。ここで難しいやりとりはいいがらね、そこまでの検討はされたのかされてないのかということだけでいんですが、してねのにしたみでえなことを言われるとまたいろいろ出てくっから、その辺確認したいと思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。はい。医療費の高どまりというか、高額な医療費で推移してる状況は本町の国保の被保険者の動向なんですけど、議員おっしゃるとおり震災との因果、原因があるのかということについては、現在はそこまでは調べてはいない状況でございます。ただ、やはりどこの市町村でも行ってるような国保のレセプトを使った各市町村の特徴ですね、例えばうちであれば代謝がちょっとお金かかるとか、あと糖尿系ですね、腎症の重症化がちょっと多いとか、そのような基本的な統計は見ております。ただ、議員おっしゃるとおりですね、震災、震災後に国保会計にも医療費の増額分に係る措置ということで従来からかなり補填をされておりますので、国としては何らかそういうことを踏まえ、手厚い助成がされてきているものだというふうには理解してございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。震災後に、震災後じゃない、ケミカル何とかかんとかっという大学というの、それは多分震災の動向、俺はその制度に反対なんだげんとも、これは個人的なことどうでもいんだげんとも、というまさに震災をあれにしたそういう何とか連携つつうがね、があつたがと思うんだげんとも、大学に、その辺多分山元町も参加してるんでねがと思いますが、そういうせっかく、それは情報提供だからね、大学の研究材料、その辺も提供してるんだから、本来ならそのお返しもらわねくねんだ。というう、その分析、取り組みの中の、だからどいなく検討して、本当に検討してるんだつたらそういう情報も入れて分析して次の対策に移るということになるろうかと思うんですが、その辺の動きがどうだったのか、だからその辺も検討して今年度の予算に生かされたのかということでの確認なんだけども、まあ今のその表情を見るならば、そこまでの検討はされてないということかと思えます。ということの、やっぱりこれも利用できるものはどんどん利用しながら、本当に山元の実態を、ずっとそういうふうに移移してるんだつたらば、やっぱりそれは何らかの原因、特別の原因つつうのが生まれてくる。今言ったように、その結果そういう災害の、震災のことがやっぱりまた大いに響いてるんだということになるならば、やっぱりそれは生かさなくちゃない、公費とか、そして負担を下げるといことなるろうかと思えます。ということは今後十分その辺も含めた検討を進めていただきたいということです。

次、介護についてなんですが、介護についても国保と同様の基金が、これは国保以上のかなりな額になってるかと思うんですが、性格、目的、この目的からしたときに、その辺の実態について確認したいと思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。はい。ただいまのお尋ねの介護特別会計の基金の推移等についてなんですが、現在の計画が7期計画ということで、今年度保険料を改定し、ことしから、今年度含めて3年間の計画で動いております。この3年間の保険料を推計するに当たり、議員おっしゃる基金を投入して保険料の増額を抑えてきてるのが実態、事実でございます。おっしゃるとおり第6期計画に関しましては、推計より基金が

通常基金を効果的に活用ということをやはり考えておりました、減っていく基金を使いながら6期計画の前の計画ですね、27、28、29とその3年間の計画の保険料を抑えるというふうなことをしてきましたが、基金のほうは想定どおりは計画どおりには減っていく状態ではなくて、逆に若干上積みになってるような状況でございました。そのときで1億3,000万、29年度末で1億3,000万の基金があったと。その約1億3,000万の基金を7期計画に投入、基金を使ってですね、今回ことしから3年間の保険料の上昇を抑えるというふうなことをしてきました。ただ、今回の7期計画からなんです、7期、この3年間だけではなくて第9期計画、平成、平成で言いますと38年まで、やはり団塊の世代の皆様が75歳を超えるあたりですね、をピークというふうに見込んで7期、8期、9期、3期、要は9年にわたり今ある当時あった1億3,000万を4,000万ずつ取り崩して3回に分けて段階的に上がっていくだろう保険料をちょっとずつ抑えていくというふうな計画で動いてございます。

今回の今年度の見込みでございますが、当初の計画よりは若干計画どおりには動いてなくて、若干計画よりも多目に基金が残るような計画でございまして、ただやはりこの3年間の需要を見越した基金の使い方として、やはり31年度、32年度については、現段階ではその基金が減っていくものというふうな推計のもと、32年度の、あつ31年度の当初予算の計上に向けての基金の活用ということをさせていただいております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。うんとね、基金ふえてるんだな。現実だね。そして、31年度当初での取り崩しが非常に少ない、900万で済んでるんです。それで年間の予定、そしてこれはこれまでの予算の立て方を見つと最終的に決算では何千万という決算譲与を生みだして、その半分を基金に繰り入れるということの繰り返しなんです。今回赤になったときに初めて基金が減るという基金からほとんど取り崩してないんだから、という予算の立て方をしてんです。30年度は、30年度の結果も、結果として本来ならば30年度もね、4,000万の取り崩しというか、4,000万さっぱり使ってないんです。だからたまっていくんです。そういう予算の立て方をしてる。このまま推移するならばどんどん膨れ上がっていくような傾向が見えたから、今回の新年度予算ではそういうふうな予算の立て方をしてる、そうすると先ほど来言ってる決算認定の意見のどのくらい検討して、この介護保険事業会計には検討して生かしたのかということ、全然生かされてない予算の結果になってると。

そして、この介護の場合、この基金の内訳を確認したいんですが、改めて、今基金ね、1億4,000、1億5,000万くらいあるんだ、今現時点でだよ。この基金の内訳、ここに国の交付金も入ってますよとか、補助金も入ってますよ、あと多くは介護保険料ですよと、皆さんからいただく、俺はこのほとんどが介護保険料、ほとんどがというか全部がだな、という受けとめ方をすんだげども、そんどこぎ人の金を、あなたたちが預かってね、そっから利子運営もできない、だよな、何でこうためておがねくてねの。それは使わねくて、使って、そして負担を軽くして喜んでもらうというような性格のものだと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。はい。ただいまのお尋ねのとおりですね、介護基金に関しまして、やはり保険料とあとはおっしゃるとおり翌年度国に返す分とか、やはり一般財源といわれるものでございます。おおむね財源としては保険料に、町の財源になるの

かなと。皆さんからいただいた保険料になるのかなということになります。一部一般会計から預かってるものを翌年度精算しますので、一般会計に戻す分も入ってますが、若干それも入ってるということです。あとですね、その基金の使い方に関しまして、おっしゃるとおり今年度は計画よりは若干上回ってるような状況で残高が逆に若干上がってきてるというふうな、これに関してはやはり7期計画、ことしから3年間にかけての推移を見たときに、若干今年度に関しまして見込んでいた保険給付費が伸びていない、内容としては在宅介護分、いわゆるショートステイであったりデイサービスであったり、その分が見込みよりは伸びていないのが一つの状況でございます。大体そこで2,000万程度見込みとずれが出ておまして、その分がおおむね基金のほうにはね上がってきてる、戻されるような形になってきてるのかなと。

ただ、この基金の使い方なんですが、30年度は1,000万円、31年度は1,300万円、32年度は1,700万円と後年度にわたり多く取り崩すような計画になってございます。もちろんそれは介護の保険給付費が年々右肩上がりになるからというふうな理由でございまして、あとは保険料が一定の3年間保つことからそういうふうな形になってきてございますので、現段階ではやはり今年度は見込み、在宅分が伸びてませんが、来年、再来年に関しましてやはり同じような見込みを見ない場合は若干基金の減るペースは落ちてくるとは思いますが、基金はもっと減っていくだろうというように見込んでおられるところでございます。

なお、先ほどこちょっと申し上げてちょっと言葉足らずで終わったんですが、平成38年度にわたって基金はゼロになるような形での試算をしておりますので、7期で若干まだ計画と差が出てきましたら、8期、9期にわたってその辺の基金の有効活用をさせていただければというふうに考えております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。私はこの現実、事実を見たときに、この基金は余りにも多すぎると、やっぱりこの有効活用は今いる人たちに対してやっぱりもっともっと負担の軽減を図るべきだと。といいますのは、確かに県内とか全国を見るとそんなに高い数値は示していないということも事実であります。しかし、負担してるのは今は年金も下げられる、何も下げられると現実の生活実態を見たときに、やっぱりそこは100円でも200円でもそういった別に好きである人たちから見れば自分の意思によらず貯金してるようなもんだがら、被災者、被災者でね、被保険者から見ればね、そして貯金してください、預金、将来のため預金してくださいって頼んだ覚えもねんだげんとも、もらったおぼえねんだげんとも、そういう形で残ってる。やっぱりこの有効活用というのは、もししないんだっいたらしくなくても、とにかくこういう現実をもう少しリアルに見て検討して、そしてやっぱり次の予算に生かすような、やっぱりそういう工夫は結果としてすべきだと、結果としてそうならなくてもするべきだと思うんですが、町長いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。特別会計の、特に国保、介護関係の、これの運営については、遠藤議員から、かねてからご指摘いただるところでございまして、我々としても極力計画期間の中で安定的な運営を目指したいということで取り組んできたわけですが、ご承知のとおり、この2025年度問題という大きな高齢人口がピークになる、そういう時期が到来するというようなこともございますので、当面はこの山場を乗り切るためにも、その短期間の中で保険料がころころ変わるというよりは、より安定的な保険料率

で推移をしたほうがお互いによろしいんじゃないのかなという考えもあるものですから、ご指摘の有効活用は十分念頭に置きながらもですね、引き続き安定的な運営にも力を注いでまいりたいなというふうに考えております。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長、9 番。これらの問題については、本当に切実な問題です。国保についても、そもそもが協会健保あるいは皆さんと同性格の厚生年金、何ていうんだ、と皆さんが支払って受けてる年度と負担が全然違うということが今大きな問題、話題になっています。国保というのはまた全額どこの助成もなく皆さんだったら半々、協会健保も半々ということで個人の負担は国保よりも低いというのが現実になっているんですね。という仕組み制度等の問題もあって、収入よりも、収入に比べて相当高い割合で払ってるというのが国保の現状なんです。介護の。ということも考えたときに、やはりこれは政府の責任、政治の責任というようなことで、そういう考え方ももっと強く持っていていいのではないか、このことについては、国保については金がなくて短期証明資格証明等々とか、あと最近年金なんか機構から無理くり持っていがって、そして逆に訴えらったという仙台での事例もあるし、いろいろ問題がこの国保については入っている、そしてその発端、原因は何かというところやっぱり国保税の高さ、負担の重さというところから生まれてるもろもろの問題あるということも考えたときに、やっぱりそのことは、ということもそういう背景も見ながら、この山元町の国保の今後の取り組み、そういった取り組みを、そういった思いで取り組んでいく必要があるということ、このことについては訴えて、ぜひそういう無理して金をためておく必要ないという私は思うんですけども、ということは何回もなんです、やっぱりこの有効活用をして、そして負担軽減に取り組むべきだということを訴えて、この件については終わります。

次に、保育所再建の取り組みに進展が見られない、これまでの議会の意思を十分に踏まえ、一日も早く事業に着手すべきであるとした意見を、この新年度予算にどう検討し生かしたか、この件についてはもう毎回出てきている問題ですので、当然このことについては検討して新年度予算に、実際には生かされていないんですが、しかし検討したのか、この意見を、これはもう議会の意思ですから、総意ですから、このことについては。そのことにして実際新年度予算には生かさなかった、措置しなかった、計上しなかったけども検討はしましたよということがあれば、その辺の、あるいは検討はもうずっと従来言ってるんだから、もう示してるんだから、これはもう最初から検討してなかったということであれば、そのような回答をいただければ。

町 長（齋藤俊夫君）はい。坂元地区の保育所問題については、先般の一般質問でも遠藤議員にもお答えしたとおりでございまして、先ほども同じような趣旨の説明をさせていただいたところございまして、我々としては一定の検討をした中で2年間の2カ所の先送り、そしてまた2年間といっても、もう32年度の当初予算編成時には、また一定の方向性を明らかにしなくちゃならないという、そういうタイミングが到来しますよというようなことをお話をさせていただいておりますので、現段階ではそれ以上のものはないというようなことをご理解を賜ればというふうに思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長、9 番。検討しなかったというか、全く検討、ずっと同じ回答なんです、実は同じくないんです。その理由についてはですね。ある時期に大きく変わっていきながら、その説明はそちらからの説明はなく、そしてそれが2年先送りの大きな理由としているということなんです、どういことを言ってるかわがなんないって、本

当は担当はわがってっと思うんだけど、これまで従来言っていた理由は平成29年第3回議会定例会における橋元議員への回答、それをこれまで総務常任委員会でも何回も示されました。これが最終意思というか、最終の理由としてはこれが全てなんだと、そしてその後、何回確認しても大きな進展はない、変更はなしと言ってきていたんです。そしてその際の理由は何かと、大きくは多様な保育ニーズということを大きく取り上げて、これが大きな理由ですよということを示していました。ここでいうとさまざまな保育ニーズ及び保育の課題、いろんなところから出てきた意見を参考としながらという表現なんです。大きくは保育ニーズ、さまざまな保育ニーズ、これがずっと今までも変わらず、これが2年先送りした理由ですと、ずっと変更してんだからね、という表現ですから。そしてその間いろいろ我々も正確にその情報を、事実をつかみながら次の対策に生かそうということで再三にわたり文書での回答、そのときどきの経緯、経過を示していただいて、お互い理解の成立しない中でのやりとりということではなくて、同じ土俵の中で、共通理解の中で議論しましょうと、すべきだということから文書で正式にその辺の経緯、経過、そういったものを示してくれとずっと要請をしていたんですが、ずっと文書での回答はありませんでした。

議長（阿部 均君）遠藤議員さんに申し上げます。（「はい」の声あり）今はですね、当初予算（案）に対する質疑でありますので、余り逸脱しないように注意をしながら……（「はい、わかりました」の声あり）質問をお願いいたします。

9番（遠藤龍之君）私はだから質問で強調していますが……（「休憩」の声あり）この予算ですね、一番強調してんのは決算認定の意見、これは我々も勉強あるいは当然の常識としてですね、前年の、前回の決算認定を次の予算に生かすということを強く我々も意識させられているところから、前回の決算の認定のときには強くここの保育所の再建については強調され、意見として付された、その意見として付されたものをどう検討して生かしたか、ただ執行部のほうから見て、決算認定、議会で決めた決算認定なんて次の予算に関係ねんだと、必要ないんだという立場姿勢であるならば、これはこれで理解のできる場所です。理解といっても当然納得できるものではないんですが、我々の立場からすれば。という立場から今確認してるんです。

そして、過去にわたってということでの今の議長のあれだったかと思うんですが、しかしこの過去が大切なんです。過去にだって、その正確な、こちらの求めに対しても十分な執行責任というか、果たしてくれてなかった、文書出してくれといっても出さない。そしてこの文書が平成31年、ようやく1月8日に提出されました。その経緯経過についてですね、そしてそのこう見ますと12月25日の説明概要では、平成29年第3回議会定例会一般質問橋元議員への回答、資料1から変更がないことを説明、こういうことをされてるんです。そして今言ったように、そのときの回答では保育のニーズ、そこに幼保無償化なんてありません。人口の動態というのも説明されてません。大きくは幼保無償化ですね。30年の、去年の12月の議会では3点にわたって明確に示されてるんですが、幼保無償化がそこで初めて出て、初めて出てきたのは11月の19日の全協なんです。もしそこで出た、そこは大きな変化、大きな進展なんです。なぜ進展がない進展がないということで我々にはずっとこのことを秘してきたのか。ところがもう直接課長が何回もあれしてる話ですから、その辺これは大きな変更ではないんですか、まず課長の認識から。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時30分といたします。

午後2時17分 休憩

午後2時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）保健福祉課長、答弁願います。あっ町長、答弁いたしますか。はい、町長齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）はい。遠藤議員からいろいろと保育所の事業再建の取り組みに対する進展関係についてお尋ねがあるわけでございますけども、確かに9月の決算議会における決算審査報告書の中にですね、特に留意すべき意見というようなことで保育所再建の取り組みは進展が見られない。これまでの議会の意思を十分に踏まえて一日も早く事業着手すべきであるという旨の意見が付されてるわけでございますが、これにつきましては、一般質問の中でもこれまでの取り組みの経緯を、あるいは考え方を披瀝させていただいておるところでございますし、今回は特に予算を計上してるわけではございませんので、これまでの一般質問のお答え、そして先ほどの総括質疑の答えの中で同様の趣旨のお答えをしてるところでございますので、これ以上の回答は今持ち合わせていないというようなことでございますので、その点ご理解を賜ればというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。まあ想定された回答かなと思います。なぜこの件を強調してるかということ、ですからなぜ予算に措置されなかったのかということ強調しての質問であることでもあるんです。何回も何回もやってきて何回も何回も同じような回答で質問に対しての回答になっていないと、我々の立場からすればですよ、ということから取り上げてきた質問なんです。問題なんです。そして現実に議会の総意、意思が全く変わってない早期実現、それから住民から寄せられた請願、これも早い実現、そのことに対しての答えは全くされていない。議会の総意を、どう考えてるのか。44名の意見は受け取りながら議会を、町民を代表する議会の総意については、全く検討もしていない。こういう姿勢が問われている、町長の行政執行責任、そしてそれ以上に行政執行上の説明責任、これが大きく問われている課題だから、問題だからこうして取り上げているんですが、いまなお言われるように、もうこれの回答にもありますように、まだこれに対して答える姿勢が見えない。

まあいろいろですね、今回の今の話ではこの質疑の、今回の質疑の対象になっていないのではないかといったような、本当にこの問題を理解という姿勢が全く見えないということが、また改めて確認できた。こうした本来ならばこういうときこそ行政執行、決められた計画に対して示された、あるいは予算に計上されたものがちゃんとそのように執行されているかどうか、執行されてないから確認してるんですが、そうした責任に全く、がないと。

また、それらの遅れの理由とか等々も我々が理解できるような説明でなければ説明にならない、そういった説明責任も大きく問われている。そのことがここで確認された。本来ならば一般的にはどうなんでしょうね、副町長さんというふうにもなるんですが、

それもまた大変なことだろうと思いますので、まず今回は、きょうは総括質疑ということですので、ここでとどめておきますが、この問題は解決するまで取り上げていかなければならないなということを宣言して私の質問を終わります。

議長（阿部 均君）9番遠藤龍之君の質疑を終わります。

これで総括質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第21号から議案第27号までについては、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第27号までについては、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

予算審査特別委員会の方々は、直ちに第1、第2委員室での会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は3時といたします。

午後2時36分 休憩

午後3時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）予算審査特別委員会の委員長、副委員長がそれぞれ互選され、その結果が報告されたので、事務局長から報告させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に高橋建夫君、副委員長に橋元伸一君がそれぞれ選任されました。

以上で報告を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

予算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査権と同法第100条第1項の調査権を委任したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

お諮りします。

ただいま予算審査特別委員会に付託しました議案第21号から議案第27号までについては、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、3月12日午後4時までに審査が終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

予算審査特別委員会に付託しました議案第21号から議案第27号までについては、3月12日午後4時までに審査が終了するよう期限を付けることに決定しました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。次の会議は3月14日開議であります。

大変長ご苦労さまでございました。

午後3時02分 散 会
